

社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 行動計画

職員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～令和8年12月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：男性職員の育児休業取得を促進する。

<対策・取組内容> 令和4年1月～

- ・男性職員の育児休業取得状況等の把握を行う
- ・育児休業を取得しやすい環境とするため、職場内の体制の見直しを図る
- ・男性職員に対して、育児休業制度について周知を図る
- ・育児休業制度の対象となる男性職員に対して、積極的に取得を促進する
- ・以降、上記の取組を継続して行う

目標2：育児・介護休業の諸制度について制度の周知を図る。

<対策・取組内容> 令和4年1月～

- ・制度に関する資料等の配布を行い、全職員へ制度の周知を図るとともに、更なる相談体制の整備を図る
- ・育児休業取得者に対し、休業中の職場の情報を提供する
- ・職場復帰の前に面談し、現状を把握してもらうとともに、スムーズに勤務できるよう配慮する
- ・出産や子育てによる退職者について、再雇用制度を推進する
- ・以降、上記の取組を継続して行う

目標3：ハラスメントに関する研修会を年1回以上実施する。

<対策・取組内容> 令和4年1月～

- ・職場のハラスメントに関する現状を把握する
- ・研修内容について検討する
- ・全職員を対象としたハラスメントに関する研修を実施する